平成１８年５月 26 日

各　　位

会 社 名　　南海プライウッド株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　丸 山 徹
（コード番号　７８８７　　大証第二部　）
問合せ先　　常務取締役　　田 井 雅 士
TEL　087-825-3615(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成１８年6月２９日開催予定の第５３回定時株主総会時に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 取締役の員数について現状の員数ならびに今後の事業展開等を勘案し、現行定款第 16 条（員数）を変更するものであります。

(2) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるよう、取締役会の決議をもって、取締役および監査役の責任を合理的な範囲にとどめることを可能とするため、第 27 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）および関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、所要の変更をおこなうものであります。

① 従前の商法下において既存する当社の取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を定款に明記を要すること、また、会社法は、株式の株券発行を原則不発行としているため、現時点では定款に株券発行の規定を要することから、第４条（機関）および第７条（株券の発行）を新設するものであります。

② 単元未満株式について権利制限が可能となったことにともない、第９条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

③ 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主各位に対しその内容を提供したものとみなすことができることとなったことにともない、第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

④ 取締役会の機動的、効率的運用を図るため、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことが可能となったことにともない、現行定款第 22 条（取締役会の決議方法）を変更するものであります。

⑤ 財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、剰余金の処分、配当の決定を取締役会の権限とすることが可能となったことにともない第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(4) その他、定款全般にわたり会社法および関係法令に合わせた表現、構成の整理および条文の新設、削除にともなう条数の変更等所要の変更をおこなうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

別 紙

変更の内容は、次のとおりであります。
（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、南海プライウッド株式会社と称し、英文では、NANKAI PLYWOOD CO.,LTD.と表示する。	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．建築部材の製造並びに販売 ２．木材・木材製品の売買及び加工並びにこれらの輸出入 ３．土地造成及び建物の建築並びにこれらの販売 ４．建築工事の設計・施工・監理及び請負 ５．所有不動産の賃貸、運用並びに管理 ６．前各号に附帯する一切の業務	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．建築部材の製造ならびに販売 ２．木材・木材製品の売買および加工ならびにこれらの輸出入 ３．土地造成および建物の建築ならびにこれらの販売 ４．建築工事の設計・施工・監理および請負 ５．所有不動産の賃貸、運用ならびに管理 ６．（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を香川県高松市に置く。	第３条　（現行どおり）
（新設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
（公告の方法）	（公告方法）
第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（株式の総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社が発行する株式の総数は、2,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第６条　当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。
（自己株式の取得）	（削除）
第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	
（新設）	（株券の発行） 第７条　当会社の株式については、株券を発行する。
（１単元の株式数）	（単元株式数および単元未満株券の不発行）
第７条　当会社の１単元の株式数は、1,000株とする。	第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。

現行定款	変更案
（新設）	２ 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。
（単元未満株券の不発行） 第８条 当会社は、１単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。	（削除）
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第９条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（基準日） 第９条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２． 前項の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
（名義書換代理人） 第10条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２． 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３． 当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規則） 第11条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章 株主総会	第３章 株主総会
（招集の時期） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招集） 第12条 （現行どおり）
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準

現行定款	変更案
	日は、毎年３月31日とする。
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ２．　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。 ２．　商法第343条の定めによる株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行なう。	（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第16条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。
（選任の方法） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。 ３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第19条　（現行どおり） ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　（現行どおり）
（任期） 第18条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第19条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 ２．　取締役会の決議により、取締役会長１	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって取締役会長

現行定款	変更案
名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。	１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第20条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議の省略）
第22条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。	第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録）	（削除）
第23条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。	
（取締役会規則）	（取締役会規則）
第24条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第25条　（現行どおり）
（取締役の報酬及び退職慰労金）	（報酬等）
第25条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（会長、相談役及び顧問）	（会長、相談役および顧問）
第26条　当会社は、取締役会の決議により会長（ただし取締役会長との兼任はできない。）、相談役及び顧問を置くことができる。	第28条　当会社は、取締役会の決議によって会長（ただし、取締役会長との兼任はできない。）、相談役および顧問を置くことができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役および監査役会
（員数）	（員数）
第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。	第29条　（現行どおり）
（選任の方法）	（選任方法）
第28条　監査役は、株主総会において選任する。	第30条　（現行どおり）

現行定款	変更案
2．　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2．　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第30条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第33条　（現行どおり）
2．　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。	（削除）
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	（削除）
（監査役会規則） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（監査役会規則） 第34条　（現行どおり）
（監査役の報酬及び退職慰労金） 第35条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第６章　計算	第６章　計算
（営業年度及び決算期） 第36条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とし、毎年３月31日を決算期とする。	（事業年度） 第37条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（利益配当金） 第37条　当会社の利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新設）	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第39条　利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第40条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。